

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：京都地方裁判所第1刑事部の坪井と申します。本日は司会を担当させていただきます。

早いもので、今年の5月で裁判員制度が始まってから8年となります。私自身も数多く裁判員裁判を担当させていただいておりますが、いつもながら裁判員の皆さんの熱心な姿勢には頭が下がる思いです。ただ、一方では非常に難しい事件もありまして、裁判員の皆さんに御負担をおかけしているのではないかと、そのことが裁判員裁判への参加を難しくしているのではないかと、少し案じているところです。

本日御参加いただきました裁判員経験者の皆さんは、いずれもとても難しい事件に御参加いただいた御経験をお持ちですので、そのあたりの御苦労やそれを解消する手だてなどについて、御意見をお伺いしたいと思っております。

それでは、意見交換に先立ちまして、今回の意見交換会に参加しております法曹の皆さんから、自己紹介をしていただきます。検察官からお願いします。

小川検察官：京都地方検察庁の検事の小川と申します。よろしくお願いたします。

本日御参加の皆さんが担当された事件についても、いくつか担当しました。本日は非常に貴重な機会だと思っております。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、弁護士の方からどうぞ。

遠山弁護士：弁護士の遠山と申します。よろしくお願いたします。

京都弁護士会の刑事弁護委員会の委員長をしております。私自身は、これまで裁判員裁判は20件ほど担当しております。本日御参加の皆さんが担当された事件で、弁護人の活動成果が上がっていないようであれば、反省すべきところを学

んでいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

司会者：それでは、最後に裁判官の自己紹介をお願いいたします。

齋藤裁判官：京都地方裁判所第2刑事部で裁判長をしております齋藤と申します。

よろしくお願ひいたします。

私は、京都地裁では昨年の4月から6件ほど裁判員裁判を担当しています。皆さんに本当に熱心に御参加いただき、熱心に議論をしていただいていることは、大変印象に残っています。とはいえ、皆さんの立場から御覧になりますと、まだ不十分な点があるかと思ひます。本日は是非いろいろな御意見を賜って、今後の裁判員裁判に活かして参りたいと思ひますので、忌憚のない御意見をお聞かせください。

2 裁判員を経験した感想

司会者：それでは、裁判員経験者の皆さんがどのような事件を御担当されたのかということを紹介させていただき、裁判員裁判に参加された印象、心に残ったことなどについて、お話しいただきたいと思ひます。

それでは、1番の方からお願ひします。参加されたのは強盗致傷等事件で、被害者、共犯者、それから警察官など、証人が多かった事件だったと思うのですが、このような事件に御参加された御感想などをお願いいたします。

裁判員経験者1：裁判員裁判は初めてだったのですが、検察官から、懲役何年ぐらいに当たるとか、たくさん資料をいただきました。私は刑法等を全然知らなかったので、その点では非常に参考になりました。

ただ、私の裁判はほぼ2週間で、被害者、犯人を追いかけるときにけがをした警察官、それから共犯者など、いろいろな方の証言を聞いたのですが、そのときにはどうしても聞き流してしまうんですね。ポイントになる証言が初めのうちは分からなくて、別の方の証言を聞いて、後からちょっとおかしいのではないかと気づくことがありました。

被告人は都合の悪いことは言いませんでしたので、よくこんなに自分の都合のいいことばかり考えるなと思いましたが、被害者はけがをさせられて、被告人が憎たらしくてたまらないという気持ちが出ているのだなという印象を持ちました。

弁護士は、やはり少しでも刑罰を軽くしてあげようと一生懸命やっていて、被告人を弁護するという仕事は大変だなと思いました。

弁護士や検察官、証人など、いろいろな視点からの話を聞いて、非常にいい経験をさせていただいたと思います。私も会社の管理職をしていたことがあります。今後、管理職を目指している方たちは、裁判員裁判に参加したらいい経験になるんじゃないかと私は思っております。

司会者：ありがとうございました。

それでは、2番の方をお願いしたいと思います。参加されたのは、麻薬特例法違反事件で、この事件も被告人が争っていて証人も多く、非常に大変だったのではないかと思うのですが、苦勞された点や御感想などありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判員経験者2：私の場合、一番大きな山だったのが、参加することに対する職場の理解でした。正月15日だったのですが、1月だったので、正月休みと土日を入れると、もう正月明けから1月いっぱい会社に出勤できないという状況でした。

まさか自分が裁判員裁判に参加するとは思っていなかったもので、全く気持ちの準備をしておらず、通知が結構ぎりぎりに来まして、お正月もあったものですから、上司と調整する時間ありませんでした。そしてまず言われたのが、「裁判員裁判に参加したいのか。」ということで、明らかに「参加するな。」という空気がありまして、同僚からも、「私なら人を裁きたくはない。」とはっきり言われました。

でも、私は子供のころからいろいろなものに興味を持つ方で、断る理由が一つ

もなかったのですが、行きたいと正直に申し上げたんですが、そこをクリアするのが非常に大変でしたし、1箇月会社を抜けた後、復帰するときも結構大変でした。

裁判については、1番の方も言われたように、いきなり裁判が始まるので、最初はメモの取り方がわかりませんでした。もしかしたら最初の方が重要だったのかもしれないので、聞き方とか準備とかのレクチャーを最初にいただきましたかっとなと感じました。たぶん周りの皆さんもそうだったと思います。

それから、私の事件は薬物事案でしたので、いわゆる裏社会の人たちと生で接するという恐怖感もありました。被告人とか証人を見ていて、じろっとにらみ返されたりすると、少し恐怖心を感じて、質問を躊躇するところもありました。

司会者：いろいろと大変な思いをさせていただいたようで、ありがとうございました。

それでは、続きまして、3番の方と4番の方が御参加されたのは同じ事件です。証言の信用性が重要になった殺人事件で、これも非常に長期間の裁判員裁判でした。まず、3番の方から、御苦勞された点とか感想などありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者3：私は主婦でしたので、仕事についての皆さんのような苦勞はなかったんですけども、朝早く起きて、掃除、洗濯などして出てくるというのは少し大変でした。でも、まさか自分は選ばれないだろうと思っていましたので、本当にいい経験をさせていただいたと思います。

2番の方もおっしゃっていたのですが、始まってすぐに証人尋問が始まって、いくつか質問させていただいたんですが、後から、やはり質問が少し足りなかったかなと思ひまして、前もってどのように質問すればいいか分かっていたら、もっといい質問ができたかなというのは思っております。

以前、殺人事件の現場を見てPTSDになった人がいたという記事を見たことがあります。もし自分がそういう事件に当たったら、刃物とか木づちとかの凶器を見たときに耐えられるかな、という心配もありました。担当した事件では幸

いそういう場面がなかったので、それは良かったかなと思っております。

それと、被害者が私の息子と同年だったので、量刑を考えるときに、母親としての気持ちが強くなってしまいました、この量刑でいいのかなと悩むところがありました。

被告人が最初から黙秘していたので、事件の内容もよく分からない点が多かったのですが、証言や物証を一つ一つ全員で話し合っ信用できるか確認して、丁寧にできたと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、4番の方も同じ事件ですけれども、印象、御感想など、よろしくお願ひいたします。

裁判員経験者4：私は、看護師として病院で働いていますが、18歳からずっと病院関係に40年近くいて、職場と自宅という狭い環境で生活をしてきましたので、社会的ないろいろな情報に疎いところがありました。

裁判員候補者に選ばれたということは、すぐ上司に報告をしました。現場は目の前のことだけでいっぱいというところですが、幸いにも事務長の理解があって、みんなが経験することがないような貴重な経験だからしっかり学んできなさい、とエールを送ってもらいました。

生活環境とか職業とか年齢とか、いろいろ異なる方が、抽選で選ばれて集まるということ自体がすごいと思いましたし、裁判官と一つのチームとして、一緒に話し合うということに私はすごく感動しました。

司会者：大変なお仕事の中を御参加いただきましてありがとうございました。

では、引き続きまして5番の方、6番の方も同じ事件に御参加いただきました。これも殺人事件で、医学的な点が問題になっていて、2人の医師が証言をしたという事件でした。難しい内容を聞いていただいて御苦労もあったと思うんですけれども、印象とか感想をお願いいたします。

裁判員経験者 5 : 私は主婦で、パートも行っているんですけども、ちょっとゆっくりにできる期間にたまたま当たったということで、特に仕事に関しては問題ありませんでした。ただ、子供がまだ学生ということもあって、お弁当づくりとか、家のことを少し早めにする必要がありました。でも、今は学校の授業でも裁判員裁判のことを教えているみたいで、子供にも、家事の手抜きとかも大目に見てもらった感じでやっていけたので、そのあたりの家庭での苦労はなかったです。

事件については、2番の方などもおっしゃっていたように、裁判中に記録を取るということを全く知らなかったもので、やはり聞き漏らしやうろ覚えなところがありました。後の評議で教えていただいたりもしたので良かったんですけども、もうちょっと記録を取るということを教えていただけたら良かったかなという印象はあります。

あと、ちょっと情が入ってしまって、仕方がないかなとか思うこともあったので、公平に見るということがすごく難しいという気がしました。

司会者 : ありがとうございます。

それでは、最後に、6番の方、どうぞよろしく願いいたします。

裁判員経験者 6 : 私もパートをしまして、主婦の仕事と両方やっている感じなんですけど、この事件は12月で時期的に忙しい中、職場は割と協力的でした。

事件としては、被告人が精神疾患を持っていたのですが、そのあたりの知識が余りないので、その人の考え方とか行動を考えるというところが少し難しかったように思います。裁判の考え方とかは、裁判官がよく話してくださったので、そのあたりは良かったと思います。

個人的には、この制度は日本人には向かないのかなと思っています。一般の市民が専門家の中で自分の意見を言うというのはちょっと難しいことかなと、経験した今でも少し思うことはあります。今回は残忍な写真などを目にするのは特になかったんですけども、そういう事件に当たられた方は、その事件の中で自

分の意見を言ったり、その内容を知るといのは、ちょっとリスクが大きいのかなという思いも多少はあります。

でも、やはり普通ではできない経験ができたので、これからは今までとは違って、いろいろなことを気にかけていけるかなと思っています。

司会者：どうもありがとうございました。

3 法曹三者からの質問～分かりやすい審理・評議のために～

司会者：それでは、出席しておられる法曹の皆さんから、質問はございませんでしょうか。検察官いかがですか。

小川検察官：一般的な話ですが、検察官の活動で、問題だなと思った点、気になった点、こうすればもっといいのというような疑義を持った点などあれば、どんなことでもいいので教えていただければと思います。

司会者：それでは、1番の方から、検察官の活動で何か気になることはありましたか。

裁判員経験者 1：法律については全くの素人なので、どういう判決を出したらいいのか全然分かりませんでした。そういう素人を相手にしてくれているからだと思うんですけど、こういう事件だったらだいたい懲役何年から何年だという資料をつけていただいたので、非常に分かりやすかったと思います。

その範囲で、情状酌量の部分など、自分なりにしっかり考えて、意見を言えたと思っています。

司会者：ありがとうございました。

2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：特に何か気になったようなことはないのですが、ちょっと思ったのは、私の事件は被告人が否認していて、要は目の前にいる人がうそをついているのか、本当のことを言っているのかを判断することが私たちの役目だったんですけど、検察官も若かったですし、かなり勢いよく話していて、弁護士は静かな

雰囲気の方だったので、どうしてもやはり検察官にのまれてしまう感じがありました。自分の中では、やはりそういう場に立つからには、公平に、疑わしきは罰せずという気持ちでいたつもりだったんですけど、どうしても検察官の意見に寄ってしまう感じがあって、引っ張られないようにしようと意識していました。

司会者：ありがとうございました。

3番の方は、何か気になることはありましたか。

裁判員経験者3：テレビドラマの見過ぎだったかもしれませんが、激しく言い合うところがあるのかなと思っていたのですが、割と淡々と進んでいったように感じました。検察官からは、最初に詳しい説明がありましたので、よく分かって良かったなと思います。

司会者：ありがとうございました。

4番の方、いかがでしたか。

裁判員経験者4：毎日のように多くの証人が来ている中で、検察官の方はいつ寝ているのだろうと思うような膨大な資料などの準備をされていることに、びっくりしました。そして、それを私たちのような本当に知識もない人に分かりやすく言葉を選んで話をされていたので、プロってすごいなと私は思いました。

司会者：ありがとうございました。

5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5：私も、割とはきはき話されていて、わかりやすかったので良かったかなと思っています。

テレビのイメージなんですけど、凶器を袋に入れて見せられるのかなと思ったら、ケースに入れて見せていただきまして、あれはワンクッションあってすごくいいなと思いました。やはり血液とかもついているので、あれを袋で見せられるのと、ケースに入れて見せられるのと、ちょっと印象が変わると思います。凶器をケースに入れるのは、余り生々しさがなくていいかなと感じました。

司会者：どうもありがとうございました。

6 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 6：精神疾患が問題となる事件で、それを踏まえて考えるのがちょっと難しかったのですが、資料は、誰でも分かるようにすごく丁寧で作られていて、良かったと思います。

司会者：ありがとうございました。

では、遠山弁護士からいかがですか。

遠山弁護士：皆さんの事件は長期間の審理でしたので、検察官と弁護人からそれぞれ資料が配布されたと思います。特に最初と最後にたくさん配布されると思うんですけども、その資料について、検察官と比べて弁護人はどうだったかを聞かせていただければと思います。もう一点、1 番の方と 2 番の方については、無罪を争うのではなくて、量刑が争点の事件だったと思いますので、弁護人は懲役何年が相当だというふうに言ったのかどうか、言わなかったとしたら、言った方が良かったのかという点を聞かせていただければと思います。よろしくお願いたします。

司会者：では、1 番の方から、弁護人の資料は分かりやすかったのか、それから、刑についての意見があったかどうか。覚えておられる限りで結構ですので、願いたします。

裁判員経験者 1：私が担当した事件は、弁護人としては、どちらかと言うと弁護するのが結構難しい事件なのかな、要するに懲役何年から何年という中からさらに減らすということは、非常に難しい事件であったと思います。

正直なところ、弁護人の資料も何となく無理があるんじゃないか、無理に刑を軽くしようとしているように感じました。内容がそういう事件だったからだとは思いますが、それに比べて検察官は、法的にはこういうふうになるんだというふうに、要するに感情が入っておらず、事実や証拠をちゃんと見せてくれ

ていて、非常に分かりやすかったです。

弁護人が懲役何年とか言ったかどうかまで覚えてないんですけど、求刑に対してもっと軽くしようと言葉をいろいろ並べていくんですけど、余り説得力を感じませんでした。

司会者： 弁護人もこういうふうには資料を作ればいいのかとか、何か思われたことはありますか。

裁判員経験者 1： 弁護人の方が資料は多かったんです。ただ、いろいろ言葉を並べていても、端的にこうだからこうなんだということが言えなかったんでしょうね。どうしても何かすっきりしないような言葉が並んでいて、その分、逆に文字で訴えようとしても、何となくすっと入ってこなかったという部分がありますね。

これは事件の性格上、仕方がないのかなとは思っています。そういう意味で、弁護士は、どんな状況であっても被告人を弁護するという義務がありますので、大変だなと思ったということですね。

司会者： 2番の方はいかがでしたか。弁護人の資料の出来映え、それから刑の意見があったかどうかは、覚えておられますか。

裁判員経験者 2： 正直なところ、弁護人の資料の印象がありません。証人や関係者など登場人物が多い事件で、検察官の資料は人間関係を図や矢印で示していて、それをみんなで必死に見ていた記憶がありますが、弁護人の資料って何だったかなという感じで、確か疑問点がちょっと書いてあった文章だけのものだったかなと思います。

とにかく検察側と弁護側の温度差がかなり大きくて、しかも私の席が検察官の目の前というのもあって、声のボリュームも熱意も違って感じましたし、そういうのも多少影響していたのかもしれませんが。みんなで、弁護士さん、もっと頑張ってみたいなことを言っていた記憶があります。

量刑についてですが、私は本当に法律に全く疎いんですけど、思ったのは、法

律は国会が決めて、その枠の中で微調整をするしかないので、国会がいかに大事かということです。私たちはその選択肢から選ぶという感覚だったので、被告人の言い分や多くの証人の証言を聞いた後で、結局有罪となって刑を決める段階で、急にちょっとテンションが下がった、という印象が残っています。

司会者：ありがとうございます。

3番の方と4番の方の事件では、弁護人もかなり力を入れてやっていたと思うんですが、資料の印象などいかがでしょうか。

裁判員経験者3：資料が的確にできていましたので、弁護人は頑張っておられると思いました。

司会者：4番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者4：女性の方と男性の方で役割分担しながら熱く話されていて、資料も分かりやすく、矢印などを使って見やすいように、いろいろなことを考えて作っておられることが分かりました。

司会者：ありがとうございます。

5番の方と6番の方の事件については、弁護人の資料などの御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者5：読んだ印象として、難しいとか、分かりにくいとかという印象はなかったです。

あと、最後に図で説明されたのがすごく印象的で、裁判員にとっては分かりやすい表現かなと思いました。あれは良かったと思います。

司会者：弁論のときに図を示したというのが良かったということですか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：6番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者6：弁護人も検察官も、どちらも割と丁寧に、同じように分かりやすかったです。

被告人が精神疾患の方で、身寄りも少なかったので、出てきた後にまた同じような事件を繰り返すんじゃないかなとか、一般の方のところへ放置していいのかなとか、その方が刑を終えて出てきた後のケアがすごく気になりました。

司会者：ありがとうございます。

では、裁判官からはいかがでしょうか。

齋藤裁判官：審理の初めの方はちょっとポイントが分からなかったとか、聞き方やメモの取り方のレクチャーがあったら良かったなという方が複数いらっしゃいました。そこで、その点について少しお聞きしたいと思います。

私自身は、メモは取っても取らなくてもいいですよ、自分のペースで聞いていただければいいですよと言っています。疑問に思われたことや、ここは大事ななと個人的に思われたことで、メモしておいたらいいなと思ったらしてもいいですが、しなくてもまた評議のときにみんなで思い出しながらやりましょうと言って、余りメモを取ることは強く求めてはいないわけです。

1点目は、ちゃんとこういうことについてはメモを取っておいてくださいねと、最初から推奨した方がいいのかという点です。

2点目は、ポイントについてです。おそらく、冒頭で、検察官と弁護士それぞれから、この点の証言を聞いてくださいねという書面が出たか、あるいは口頭で述べられたことがあったと思うんですけども、それだけではやはりポイントをつかむには不十分でしょうか。この証人にはこういうことを中心に話してもらいますから、そのあたりを中心に聞いてくださいねというようなことを、裁判官から例えば評議室を出発する直前とかに説明しておくか、証人尋問を請求した検察官や弁護士から法廷で説明するなどした方が分かりやすいのかどうかという点です。

司会者：どなたからお聞きしましょうか。

齋藤裁判官：1番の方が特にポイントが分かりにくかった、2番の方と5番の方が

聞き方とかメモの取り方のレクチャーがあったら良かったな、3番の方が最初は自分の質問の仕方が不十分だったということをおっしゃったと思いますので、その方たちを中心に聞かせていただければと思います。

司会者：では、1番の方、最初に裁判官からポイントのレクチャーがあった方が良かったかどうか、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1：私はその場では一応、自分がポイントだと思うところはメモを取っていたんですけど、証人Aさん、Bさん、Cさんがいるとして、Aさんの証言を聞いたときにはおかしいとは思わなくても、Bさんの証言を聞いた後に、ちょっとおかしかったのではないかと気づくんですよね。だから、いくら重要ポイントだと言っているときにも、聞いているときには分からないと思うんですよね。これは感覚的な部分もあると思うんで、正直なところ、経験するしかないのかなというふうに私は思いました。

司会者：ありがとうございました。

2番の方、こういうことを最初に教えておいてもらいたかったというのがありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

裁判員経験者2：もちろんメモを取ってもいいし取らなくてもいいという御説明はありました。裁判に参加しているので、私はもちろんメモは取るつもりではいたのですが、思っていた以上にいきなり本番が始まった感じがしました。私たちは一般社会から来て初めて法廷に座って、準備運動もなくいきなりダッシュするような感覚で、初めは舞い上がっていてついていけない感じがありました。それで、後になって何であのときメモを取ってなかったんだと思うので、例えば裁判官から、後で思い返すために私はなるべくメモを取るようにしています、というような紹介の仕方でおっしゃっていただいた方が良かったかなと思います。

あと、聞くポイントなんですけど、慣れてくると分かってきますし、自分でもここが聞きたいというのがあるので、ここを聞いてくださいと言われると引っ張ら

れてしまうので、逆に、ポイントについてのレクチャーはない方がいいかなとは思っています。

司会者：5番の方は、こういうことを教えておいてもらえたらというような御意見はございますでしょうか。

裁判員経験者5：私のときもたぶん、メモを必ず取るようにという話はなかったんですけれども、何か自分の気になるところはメモしておいた方がいいというようなアドバイスを裁判前にいただけたらいいかなと思いました。自由に書いてもいいというぐらいでいいと思うんですけれども。あとは、裁判官が必ず補充してくださいますので。

司会者：ありがとうございました。

3番の方は、補充質問の仕方に戸惑われたようですけれども、そのあたりは、やはりこちらの方からレクチャーがあった方が良かったでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。私は主婦で、普段大勢の前で話す機会もないということもありまして、自分の思ったことがうまく質問できたかな、被告人から返ってきた答えが的確だったかなとか、後で思ったときに、やはり質問の仕方をもうちょっと考えないといけなかったかなと思いました。

それから、メモについても、同じことでも皆さんとメモの取り方も違って、考え方も違うんだということも分かりましたので、やはりメモは取った方がいいのではないかなとは思っています。

司会者：ありがとうございました。

では、4番の方からは、何かございますでしょうか。

裁判員経験者4：同じ一つの出来事でも、いろいろな方の証言を聞いて、そんな考え方もあるなというようなことをすごく感じました。

私たちのときも、最初に、メモを取られてもよいし、余り堅苦しく考えなくていいよというような、緊張をほぐすような言い方をされたので、そのまま実行し

てました。

司会者：6番の方はいかがですか。

裁判員経験者 6：私の場合は、初めてのことだったので、一応、全部とりあえず書くみたいな感じで書いてしまったんです。最初に、メモを書くようにと言ってもらった方が、心構えがしやすいのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

それでは、遠山弁護士からそのほか何かお聞きになりたいことがありますでしょうか。

遠山弁護士：2番の方は、取調べの映像を見ておられると思うのですが、その印象をお聞かせいただければと思います。

司会者：取調べの映像が分かりやすかったかどうか、心証が作りやすかったかどうか、そのあたりはいかがでしたか。

裁判員経験者 2：確か、証人が、以前は答えていたのに、裁判の当日になって覚えていないと言い出して、急遽、そのときの映像を見るということになったと記憶しています。証人は、そのときは睡眠薬を飲んでぼんやりしていて何を答えたのか覚えていないというようなことを言っていたのですが、いざ映像を見たら、前のめりでしゃべっていて、言っていることが全然違ったんです。

あの映像がなければ、検察官が言っていることが本当なのか、ぼんやりしていたというのが本当なのか区別がつかなかったのです、とても効果があったと思っています。

遠山弁護士：ありがとうございました。

司会者：ビデオを最後までずっと見て、しんどいとは思われませんでしたか。

裁判員経験者 2：時間もそんなに長くなく、見ていて集中力がなくなるようなことは全くなかったです。非常に効果的だったと思います。

司会者：ありがとうございました。

4 職場の理解や精神的な負担について

司会者：それでは、私からお聞きしたいのですが、先ほどの皆さんのお話に、やはり職場の御理解をいただくというのがなかなか大変だということがありました。職場の理解を得やすくするためにこうすればよいという御意見がありましたら、是非お聞かせ願いたいと思います。

特に2番の方、4番の方、6番の方など、なかなか大変だったということですが、2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：経験してみて、やはり国民性に合わないのかなと個人的には思っています。さっきも言いましたが、日本人は普段政治の話も余りしないということもあって、そういうものを余り好まない国民性があるのかなと思いました。経験する前は、国民が刑事裁判に参加することは有意義だと思っていたんですけども、自分が参加した後は、やはり裁判官でいいんじゃないかと、今は思っています。

裁判の傍聴もしたことはないんですが、私が経験して勉強になった部分は、傍聴でも得られたんじゃないかと思いました。裁判の傍聴は皆さんに推奨したいと思うんですけど、裁判員制度は今後どうかなというのが個人的な意見です。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。なかなかお忙しい職場で、調整していただくのが大変だったと思いますが。

裁判員経験者4：私の職場では、事務長から、うちの病院の職員から裁判員が出るのは初めてだから、体に気をつけて頑張ってもらっちゃい、後は何とかすると言ってもらったのでありがたかったです。特に、裁判所から郵便が届いた段階で上司に見せて、そこで大まかなスケジュールも分かってもらっていたというのも良かったです。

司会者：例えば、選任の日と裁判が始まるまでの期間を、このぐらい空けておいた方がいいという御意見はございますでしょうか。

裁判員経験者 4：それは個々の環境が違いますので、一概には言えませんが、

私のところは、ちょうど良いタイミングだったので、ありがたかったと思います。

司会者：6番の方もお忙しい時期で、なかなか調整が大変だったと伺っております

けれども、裁判所から何かできることはなかったでしょうか。

裁判員経験者 6：選任された日と裁判までの期間がちょっと近かったのもう

ちょっと間隔があれば、シフトとかも余裕を持って決められたのかなと思います。

それと、会社としても初めてだったようで、会社の対応もちょっとあたふたしていた感じはありましたね。

司会者：選任手続の日と、実際の公判が始まる日というのは、少し時間を空けた方

がやはり良かったかなという感じでしょうか。

裁判員経験者 6：そうですね、早目に分かっていたら調整しやすいので。ちょっと

間があった方が、何とかできる場所はあるんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

それから、精神的な御負担についてお伺いしたいと思います。2番の方からは、いわゆる裏社会の人からじろつとにらまれた、3番の方からは、お子さんが被害者と同じ年だったので感情的に重いものがあったというお話をいただきました。

裁判には、やはり精神的な負担というものが、大なり小なりつきものなのですが、その緩和のために、裁判所、検察官、弁護士がこういうふうに対応すればいいんじゃないかという御意見などありますでしょうか。

4番の方からお願いできますか。

裁判員経験者 4：振り返ってみて良かったなと思ったのは、最初に顔合わせをした

ときに、裁判所の方から、みんなで一緒にお昼御飯を食べましょうとおっしゃっていただいたんです。毎回一緒だったらまた気も使われるでしょうから、一度だけ食事の時間を取りましょうということで、みんなでお弁当をいただきました。

特に込み入った話はなかったんですけど、遅刻したり休んだりして穴をあけたら

いけないという思いがあったので、何か気持ちがずっと軽くなって、うれしかったです。さあ頑張ろうと思いました。

司会者：ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：薬物事案で、多くの証人が出てきたんですが、その中には、やはり同じような罪で服役中の人もいました。すると、服役中の人と一般の人とで、服装によって見た目の印象が変わってしまって、やはり服役中の人なああ悪い人なんだなという目で見てしまうので、そこがもう少し何とかなればと思いました。

また、被告人が暴力団風の風貌で、私の席が検察官側で被告人と目が合うような席だったというのと、結構質問をしたことで、最後の方はまたかというふうになられることもありました。証人の中にも、自分は暴力団員だと言った人もいて、傍聴席にも仲間がいるんじゃないかと思うと恐怖心を感じました。以前に裁判員への声かけがあったというのをニュースで見ましたけれども、あれはやはり本当に怖いなと思いました。

ちょっと大きな話になってしまいますけど、私は何をできたのかな、私の役割は何だったのかなという思いはあります。先ほども言いましたが、裁判員は必要ないんじゃないかという思いが残っています。

司会者：ありがとうございます。

3番の方は、被害者の方がお子さんと同い年ということを考えてしまったというのですが、そのあたりの精神的な御負担について御意見がありましたら、お願いいたします。

裁判員経験者3：その点は私個人の考えですが、やはりどうしても年齢が近いということで、母親の目として、何でこんな殺され方をしなくてはいけないのかとか、被告人は黙秘しているのですがどうしたらいいのかとと思ってしまったんですね。もし自分の息子が被害者であれば、こんなに冷静でいられないと思いましたし、やはり極刑を望んでしまうと思ったんですね。

そこをやはり自分の感情ではだめだと思って、評議ではすごく時間をかけて、証拠について一つ一つ話し合っ、一つずつ納得して、皆さんで話合いができたので、それがすごく良かったのではないかと思います。だから、自分としてはそれなりに消化できました。

司会者：先ほど5番の方から、包丁がケースに入っていたので良かったというお話がありました。生々しい証拠の取扱いなどについて御意見はございますでしょうか。

裁判員経験者5：私の場合は、その包丁を見ても、そんなに凶悪的であるという印象はなかったので、そんなに動揺もなかったんですが、被害者が書かれた日記を画面上で見たときは、亡くなられた方が書かれた文字そのままだったので、何となくショックだったかなという印象はありました。

司会者：ありがとうございました。

そのほかに、何か御意見はございませんか。1番の方は何かございませんか。

裁判員経験者1：2番の方は大変な思いをされたみたいですけど、私の場合は、初日は皆さんも固かったんですけど、2日目から、非常に議論が深まって、意外に盛り上がりました。

私も会社の人間でしたので、会議はいつもしていましたけど、会社での会議とは全く違う雰囲気、性別や職業、考え方も全然違う人たちが集まって議論しても、これだけ盛り上がるのかなと、いい意味で非常に感動しました。ですから、裁判が終わって別れるときは、何か寂しい思いで、飲み会でも一緒にやりたいなというぐらいに思っていました。

司会者：ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者6：実際に裁判員を経験してみて、その前と後で、余り気持ちは変わってないんですね。裁判所で決められることの中に普通の人感覚があった方がいいのかなという気持ちと、刑を決めるという特殊な場所に一般の人が入ってい

いのかなという気持ちがあるので、いい面と悪い面が半々で、どうなのかなという思いがあります。

やはり2番の方もおっしゃるように、アメリカとかだったら、そういうのが当たり前で、一般の人が参加しても当然だということがあると思うんですけども、日本には、プロが結果を出すものだというのがたぶんあると思うので、経験した今でも、やっていのかなという気持ちはあります。

ただ、いろいろな事件のことや社会のことは気になるようになったので、その点については良かったなと思います。

司会者：ありがとうございました。

5 質疑応答

司会者：それでは、きょうは司法記者クラブの記者の方もいらっしゃいますが、この機会に質問がありましたらお願いいたします。

記者：これまで出たお話と重なる部分もありますが、まず、皆さんの参加された裁判が何日間ぐらいで、参加されるに当たっての会社の理解や生活への影響などを、まずお伺いできたらと思います。

司会者：1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：期間は2週間ほどです。私の場合は、候補者になったという通知が来たときはまだ会社に在職中でして、すぐに会社に報告して、選ばれたら出させてもらうということは言っていました。

ただ、現実には選ばれたときは退職後でしたから、全然問題はなかったということになります。

司会者：ありがとうございました。2番の方が一番長い事件で、なかなか職場の調整が大変だったようですね。

裁判員経験者2：正味は15日間だったのですが、お正月が挟まったので、1月いっぱい会社にはほとんど行けなかった状況です。仕事を1箇月空けるのであれば、

3箇月ぐらい前に教えてもらえればありがたいんですが、やはり裁判の日程があつての裁判員への通知なので、それは難しいかなと思います。ただ、やはり12月に通知が来て、1月いっぱい会社に行けないというのはどうしても厳しいものがあります。

通知が来たときは、参加したいという思いが強かったので、会社に行ける方向で調整してほしいと言ったのですが、先ほども言ったように、上司や同僚から否定的な言われ方をしたのがすごくショックでした。

司会者：3番の方と4番の方の事件も非常に長い裁判で、御苦労などを教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者3：期間は、実質12日間ぐらいだったかなと記憶しております。

私は主婦でしたので、皆さんのような苦労はなかったんですが、いろんな意見を聞いた経験からすると、やはり主婦もお勤めの方もそれぞれの考えがあるので、良かったのではないかと考えております。

司会者：4番の方もお願ひいたします。職場に戻るときなど、いかがでしたか。

裁判員経験者4：ブランクはありましたけど、そこは特に問題なかったです。

司会者：ありがとうございました。5番の方と6番の方、願ひいたします。

裁判員経験者5：期間は2週間かそれぐらいだったと思います。結構職場も裁判員制度に理解があつて、もし当たったらこの日は無理という予定は組めていたので、私の場合は特に問題ありませんでした。

司会者：6番の方はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者6：期間は、日にちが空いているときもありますけど、たぶん選任の日を含めて8回ぐらいだったと思います。

私のところは、仕事の調整はちゃんとやっていただいて、問題は余りありませんでした。

記者：その上で、仮に呼ばれた事件が5箇月や半年間かかるような場合、受けられ

ましたでしょうか。

司会者：1番の方からいかがでしょうか。

裁判員経験者1：会社員のときであったら、1箇月も厳しいかなという部分がありますね。2週間程度だったらいいんですけど、1箇月というのはちょっと考えますね。

司会者：2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私は、2箇月だろうが5箇月だろうが、たぶん行きたいと思うと思うんですが、ただやはり会社の方がどう言うかというところだと思います。裁判所から一般の企業に、もうちょっと啓蒙を徹底して、国民の義務だというふうにしていただきたいと思います。5箇月は、現実的には厳しいかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私は主婦でしたので、もし5箇月と言われてもできたと思います。最初に主人に、お前にできるのかと言われて、それでちょっと発奮しまして、絶対に迷惑はかけないと言って、朝も早く起き、お弁当も作り、送り迎えもし、全部こなししたので、5箇月というところとちょっと家族に迷惑をかけるところがあると思いますが、私はできると思います。

司会者：4番の方の職場はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：例えば5箇月といっても、1週間に1回なのか、1週間に4回なのかで状況が全然違うと思いますけど、私はまず、職場の上司に相談します。そこからはちょっと何とも言えません。

個人的には、余り長くなると自分のモチベーションの問題があるのではないかと思います。個人的には、1週間に3日か4日ぐらいだと、長くて2箇月ぐらいかなという気がしました。

司会者：ありがとうございます。

5 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：もし5箇月とか言われると、やはり一人では判断ができないので、まず家族と職場には相談させてもらいます。5箇月といっても毎日ではないと思いますので、私としてはできたら参加してみたいかなと思います。それで周りの意見を聞いてみて、協力してもらえそうだったら、参加させてもらおうかなと思いますし、例えばその中にもし自分の重要な予定がある場合は、やはりちょっと考えるかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

6 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 6：たぶん4箇月、5箇月となったらほぼ無理と思います。そのうちに実際に何回行くことになるかというので、ちょっと変わるころもあるかと思っていますけれども、やはり職場の一人としては、無理かなと思っています。

司会者：ありがとうございました。

ほかに御質問はありますか。

記者：特に殺人事件などはすぐにニュースに取り上げられることもありますが、担当された事件を事前に報道などで知っていて、これは予断になってしまったなどという御感想を持たれたことはありましたか。

司会者：選任されたときに、この事件はニュースで見たことがあるなという経験が
おありの方は挙手をお願いできますか。

(裁判員経験者 3 が挙手する。)

では、3 番の方、そのことが何か裁判に影響を与えるんじゃないかと心配になりましたか。

裁判員経験者 3：私は特に思わなくて、あつ、これは前にニュースで見た事件で、まだ裁判になってなかったんだというぐらいしか思いませんでした。

司会者：ありがとうございました。

ほかの記者の方はいかがですか。

記者：裁判員裁判が5箇月、6箇月になった場合に、なかなか難しいなという率直な感想も伺いましたが、ただ、もしそういうことがあった場合に、裁判員を経験されたからこそ、こうすれば出やすくなるのになど気づかれたことはありますでしょうか。

司会者：私からも是非お伺いしたいと思うのですが、どなたかございませんでしょうか。1番の方は会社の管理職も御経験されたということで、何か御意見がありますか。

裁判員経験者1：やはり1箇月を超えると、会社員でしたら、ちょっと難しいと思うんですよね。もちろん担当している仕事にもよるとは思うんですけど、対外的な交渉とか、担当者以外に知識がないという場合ですね。大企業でなければ、やはり担当者というのはそんなに何人もいませんから、まず1箇月超えると難しいと私は思います。

司会者：例えば1週間のうちに3日ぐらいという程度の方がいいか、あるいは2週間やってインターバルを置いて、さらに2週間やって、という方がいいのかとか、そのあたりはいかがでしょう。

裁判員経験者1：自分の経験からは、集中的にやって短くなるのであればいいと思います。例えば1週間に2回とかという場合でしたら、ある程度調整はできるとは思います。2箇月先のここは外せないということもありますので。

司会者：ありがとうございました。

では、ちょうど時間になりました。本日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。